

西階公園遊泳場および浜川公園遊泳場指定管理者募集要項

公の施設である西階公園遊泳場および浜川公園遊泳場（以下「遊泳場」という。）の設置目的を効果的・効率的に達成するため、施設の管理業務を行う者（以下「指定管理者」という。）を募集します。

1 施設の概要

(1) 西階公園遊泳場

- ①所在地 延岡市西階町1丁目 4355 番地
- ②総面積 7,020 m²
- ③施設内容 更衣室、トイレ ※多目的屋内施設が完成するまでは仮設とする
50m プール（公認プール 50m×22m 水深 1.3m～1.6m 9 コース）
駐車場（遊泳場西側フェンス沿い 30 台）

(2) 浜川公園遊泳場

- ①所在地 延岡市塩浜町1丁目 1356 番地 11 地先
- ②総面積 1,584 m²
- ③施設内容 事務室、更衣室、シャワー、トイレ、ロッカー
25m プール（25m×13m 水深 1.1m～1.2m 6 コース）
幼児プール（異形 80 m² 水深 0.4m～0.6m）、すべり台（1 台）
駐車場（遊泳場西側 約 110 台）※令和3年度に整備予定。

2 応募資格等

(1) 応募資格

- ①法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - ②①を満たす複数の法人等で構成されるグループで応募（以下「グループ応募」という。）することができます。
 - i) グループ応募の場合は、代表法人等を選出し、申請書類とあわせて共同事業体結成届出書〔様式6〕を提出してください（代表法人等以外の法人等は構成法人等とします。）。
 - ii) 指定管理者に選定された際には、共同事業協定書を提出してください。
 - iii) 同じ法人等または資本面もしくは人事面で関係のある法人等が重複して応募することはできません。
- ※注 「資本面もしくは人事面で関係のある法人等」とは次のいずれかの法人等を指します。
- a) 当該法人等の出資の総額の100分の50を超える出資をしている法人等
 - b) 当該法人等の役員を兼ねている法人等

(2) 欠格事由

法人等またはその代表者等が以下の事項に該当する場合は、応募することができません。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する。
- ②延岡市または宮崎県が行う建設工事等の請負、物品の購入または製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けている。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続きの申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けていない。
- ④法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しない者または禁錮刑以上の刑（執行猶予を含む）に処せられている。
- ⑤法人等の役員または経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団関係者または暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる。
- ⑥法人等または法人等の役員が国税および地方税を滞納している。
- ⑦募集要項等の配布開始日より起算して 1 年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた法人等。

なお、応募以後、上記欠格事由に該当することが判明した場合、指定管理者の候補者となることができません。

また、指定管理者として指定された後に、上記欠格事由に該当することが判明した場合、指定が取り消される可能性があります。

(3) 留意事項

①応募の辞退

提出書類を提出後、辞退する際には辞退届 **（様式 7）** を提出してください。

②グループ応募の構成法人等の変更

グループ応募の場合、代表法人等および構成法人等の変更は原則として認めません。ただし、構成法人等に廃業等のやむを得ない事由が生じ、かつ業務遂行上の支障がないと市が認めた場合には、変更を可能とします。その際には、新たに加わる法人等に関する必要書類を提出してください。

3 選定基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
- (5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 受付業務
- (2) 管理業務
- (3) 運営業務
- (4) その他業務

詳細については、別紙仕様書のとおりです。

5 指定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とします。

6 指定管理料

- (1) 年額7,450,000円(上限額)とします。
- (2) 遊泳場の管理にかかるすべての費用は、指定管理料その他の収入をもって充てるものとし、延岡市が支払う指定管理料の金額及び支払方法については、締結する協定書によって定めます。
- (3) 指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、自主事業収入による収入増や、経費の削減等指定管理者の経営努力によって生み出された剰余金については、精算による返還を求めません。
また、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合、補填は行いません。
- (4) 指定管理者として指定を受けた場合は、指定管理業務に係る支出および収入を適切に管理するため、独立した預金口座を開設してください。

7 使用料金に関する事項

遊泳場の利用者から徴収する入場料(使用料)は、市の収入となります。

ただし、指定管理者が自主事業を実施した際の収入(例:講座参加料など)は、指定管理者の収入となります。

8 運営に際する目安

- (1) 管理経費
 - ①人件費
 - ②管理費(消耗品費、光熱水費、通信費、修繕費、手数料、使用料及び賃借料)
(参考:令和2年度実績)
 - a) 消耗品費:626千円
 - b) 光熱水費:2,066千円
 - c) 通信費:30千円
 - d) 手数料:196千円

- e) 賃借料：216千円
- ③委託料
- ④租税公課
- ⑤その他経費

9 遊泳場の目的外使用に関する事項

遊泳場を目的外に使用する場合は、市へ行政財産目的外使用許可申請を行い、許可を得るものとします。

10 募集要項等の配布

下記のとおり募集要項等を配布します。なお、同期間中は市のホームページからもダウンロードできます。

(1) 配布期間

令和3年7月2日（金）から令和3年8月20日（金）まで
（ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜、日曜、祝日を除きます。）

(2) 配布場所

延岡市教育委員会保健体育課（延岡市役所4階）
〒882-8686 延岡市東本小路2番地1
TEL 0982-22-7033
FAX 0982-22-1067

11 質問および回答

質問等がある場合は、「公募に関する質問書〔様式8〕」にて電子メール、郵送またはFAXにより提出してください。

(1) 受付期間

令和3年7月2日（金）から令和3年8月13日（金）まで

(2) 提出先

募集要項等配布場所と同様
Mail：h-taiiku@city.nobeoka.miyazaki.jp

(3) 回答日

随時、回答します。

(4) 回答方法

電子メール、郵送またはFAXにより行います。なお、いただいた質問とそれに対する回答は、市ホームページでも公開します。

12 提出書類

応募する際には、別紙仕様書を参考に、次の書類各2部（正本1部、副本1部）を持参により提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書 **（様式1）**
- (2) 事業計画書 **（様式2）**
- (3) 収支予算書 **（様式3）**
- (4) 申請団体の概要
- (5) 主要業務実績
- (6) 誓約書 **（様式4）**
- (7) 当該申請団体の登記事項証明書（法人でない場合はこれに類する書類）
- (8) 当該申請団体の経営状況、事業報告を説明する書類（貸借対照表および損益計算書、事業報告書またはこれらに類する書類）
- (9) 委任状 **（様式5）** ※グループ応募の場合
- (10) 共同事業体結成届出書 **（様式6）** ※グループ応募の場合
- (11) その他市長が特に定める書類

13 提出期限

令和3年9月3日（金）午後5時15分まで

14 提出先

募集要項等配布場所に同じ

15 現地（事前）説明会の開催

現地説明を希望される場合は、令和3年7月16日（金）午後5時15分までにご連絡ください。別途日程を調整します。

連絡先は、募集要項等配布場所に同じ

16 選定方法

- (1) 延岡市指定管理者選定会議（以下「選定会議」という。）により、書類審査を行います。
- (2) 選定会議において、「3 選定基準」に基づいて審査を行い、総合評点方式によって算出された点数を参考に、選定会議における協議により、申請団体を指定管理者候補者として選定します。

17 選定結果の通知

すべての申請団体に11月中旬を目途に郵送にて通知します。

18 選定審査対象除外

次の場合においては、選定審査対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があることが明らかになったとき。
- (2) 本要項に違反し、または著しい逸脱が明らかになったとき。
- (3) 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき。
- (4) その他不正行為が認められたとき。

19 損害賠償等

- (1) 指定管理者として選定された申請団体が議会の議決後に辞退した場合、市は当該申請団体へ損害賠償を請求する場合があります。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設および設備が使用に耐えなくなった場合、または指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の一部または全部について賠償していただきます。このため、指定管理者は、あらかじめ損害を担保するため、必要な保険に加入していただきます。
- (3) 指定期間満了前に、指定管理者の責めに帰すべき事由による指定管理業務の継続が困難になった場合は、指定管理者は市に対して速やかに報告しなければなりません（遅くとも3ヶ月前まで）。

※指定管理者と市の責任分担については別紙1をご確認ください。

20 その他

- (1) 指定管理者は令和3年12月延岡市議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る指定管理料は、当該年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- (3) 提出書類は、返却しません。
- (4) 提出書類は、議会説明資料など、必要に応じ複写し、第三者へ提供します。

21 問い合わせ先

〒882-8686

延岡市東本小路2番地1

延岡市教育委員会保健体育課スポーツ振興係 担当：篠原、松田

TEL 0982-22-7033

FAX 0982-22-1067

Email h-taiiku@city.nobeoka.miyazaki.jp